

## 第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために必要な気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報伝達及び情報の収集等については、この計画によるものとする。

### 第1節 気象予報等、警報並びに情報等の伝達計画

#### 1 気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表 発表官署 旭川地方気象台

名寄市	府県予報区		上川・留萌地方	
	一次細分区域		上川地方	
	市町村等をまとめた地域		上川北部	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	142
	洪水		流域雨量指数基準	ペンケニウプ川流域=25.6 有利里川流域=7.5、 風連別川流域=11.3 タヨロマ川流域=9 豊栄川流域=3.4
			複合基準 ※1	風連別川流域= (6、7.2) タヨロマ川流域= (8、8) 豊栄川流域= (6、3)
			指定河川洪水予報 による基準	天塩川[美深橋(上流)・名寄大橋] 名寄川[真幌別(下川町ほか)・真幌別(名寄市街)]
		暴風	平均風速	16m/s
		暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50 cm
		波浪	有義波高	—
		高潮	潮位	—
	注意報	大雨		表面雨量指数基準
			土壌雨量指数基準	89
	洪水	流域雨量指数基準	ペンケニウプ川流域=20.4 有利里川流域=6、 風連別川流域=8.5 タヨロマ川流域=7.2 豊栄川流域=2.7	

注意報	洪水	複合基準 ※1	風連別川流域＝ (6、7.2) タヨロマ川流域＝ (8、8) 豊栄川流域＝ (6、3) 天塩川流域＝ (6、7.2) 名寄川流域＝ (8、8)
		指定河川洪水予報 による基準	天塩川[美深橋 (上流)・名寄大橋] 名寄川[真敷別 (下川町ほか)・真敷別 (名寄市街)]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30 cm
	波浪	有義波高	—
	高潮		—
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	融雪		60 mm以上：24 時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計
	濃霧		視程：200m
	乾燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%
	なだれ		①24 時間降雪の深さ 30 cm以上 ②積雪の深さ 50 cm以上で、日中平均気温 5℃以上
	低温		4月～6月、8月中旬～10月：(平均気温) 平年より 6℃以上低い 7月～8月上旬：(気温) 14℃以下が 12 時間以上継続 11月～3月：(最低気温) 平年より 12℃以上低い
	霜		最低気温 3℃以下
	着氷		
着雪		気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量：90mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表示

## 2 気象予報 (注意報を含む)、警報並びに情報等の伝達系統及び方法

気象官署等が発する気象、水防等に関する予警報の伝達は、予報 (注意報含む)、警報並びに情報伝達系統図に基づき最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

- (1) 注意報及び警報は、通常の勤務時間中は総務部防災担当が、勤務時間外は宿日直業務員が受理する。
- (2) 注意報及び警報を受理した場合は、必要に応じて関係部課長等に連絡するものとする。

気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達責任者一覧

伝達先	伝達責任者	伝達方法	備考	
庁内関係各部課	防災担当参事	口頭・庁内放送等		
庁外関係各課等	〃	電話・電子メール等		
名寄消防署	〃	電話・ファクス等		
関係機関・団体	〃	〃		
マスコミ等	秘書広報課長	〃		
(市長の記者発表を含む)		〃		
町内会長	地域課題担当参事	〃		
保育所・幼稚園・認定こども園	こども未来課長	〃		
各学校	学校教育課長	〃		小・中・高等学校
共同生活援助等施設	社会福祉課長	〃		

(3) 夜間、休日等において宿日直業務員が気象予警報等を受けたときは、気象情報等受理簿に記載するとともに、次に掲げる警報については総務部防災担当参事に連絡し、当直明けの際に気象情報等受理簿を総務課長に提出するものとする。

ア 気象警報等

暴風、暴風雪、大雨、洪水、浸水及び大雪

イ その他

気象注意報及び各種注意報で情報の伴うものについては、直ちに防災担当参事（不在のときは同主幹）に連絡するものとする。

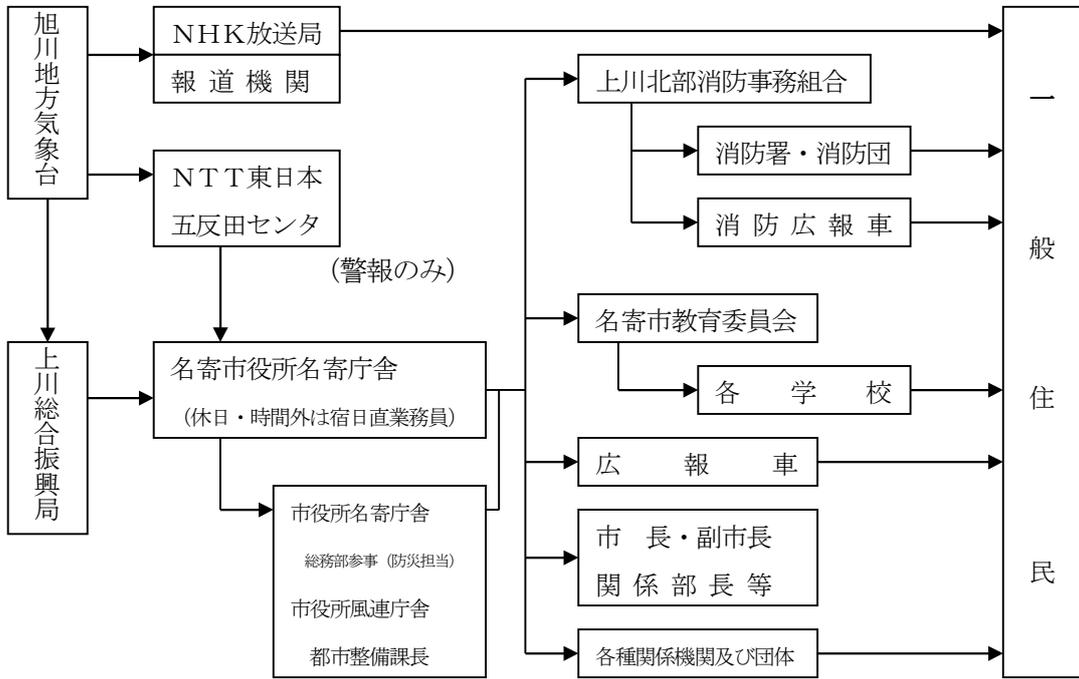
気象注意報及び各種注意報で情報の伴わないものについては、当直明けの際に気象情報等受理簿を総務課長に提出するものとする。

様式

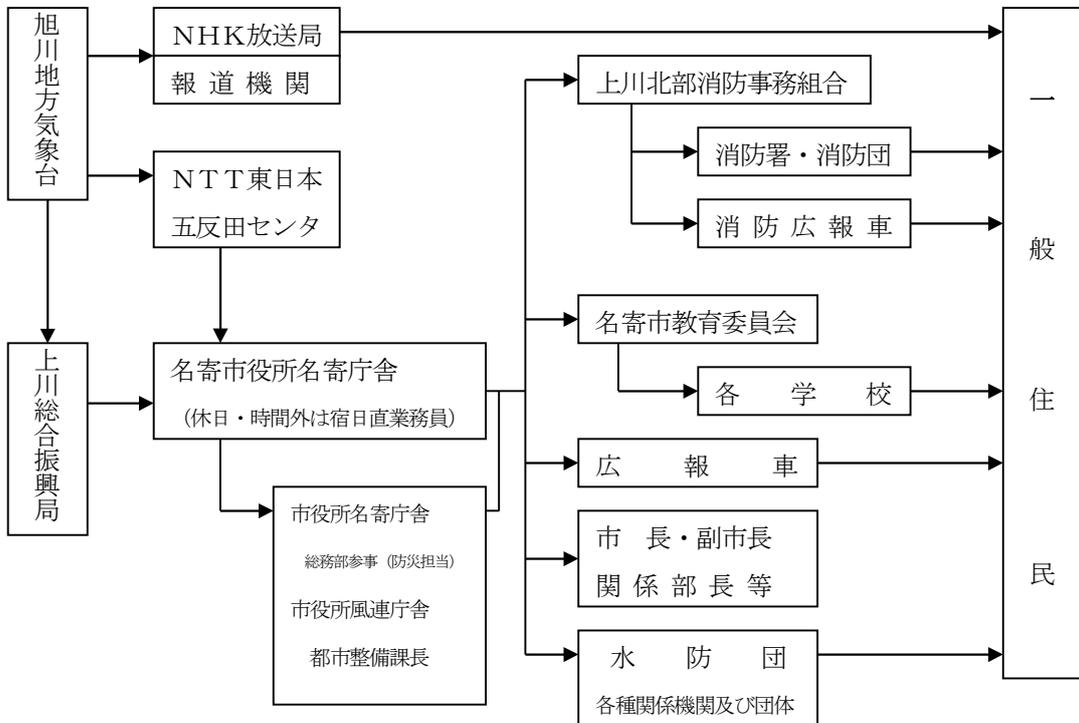
気象情報等受理簿

(決 裁 欄)			受 理 事 項
予警報種別			
発令日時	・ :	受信方法	
受信日時	・ :	電話 ・ 無線 ・ その他	
発信者		受信者	

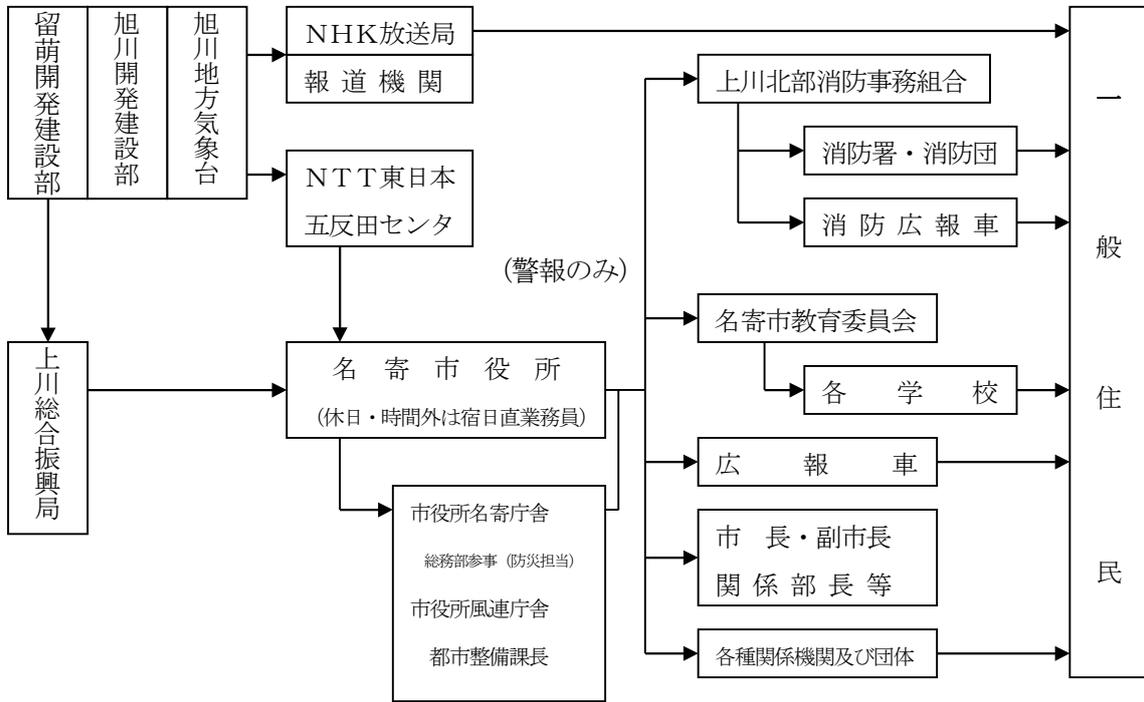
(4) 気象・警報伝達系統図



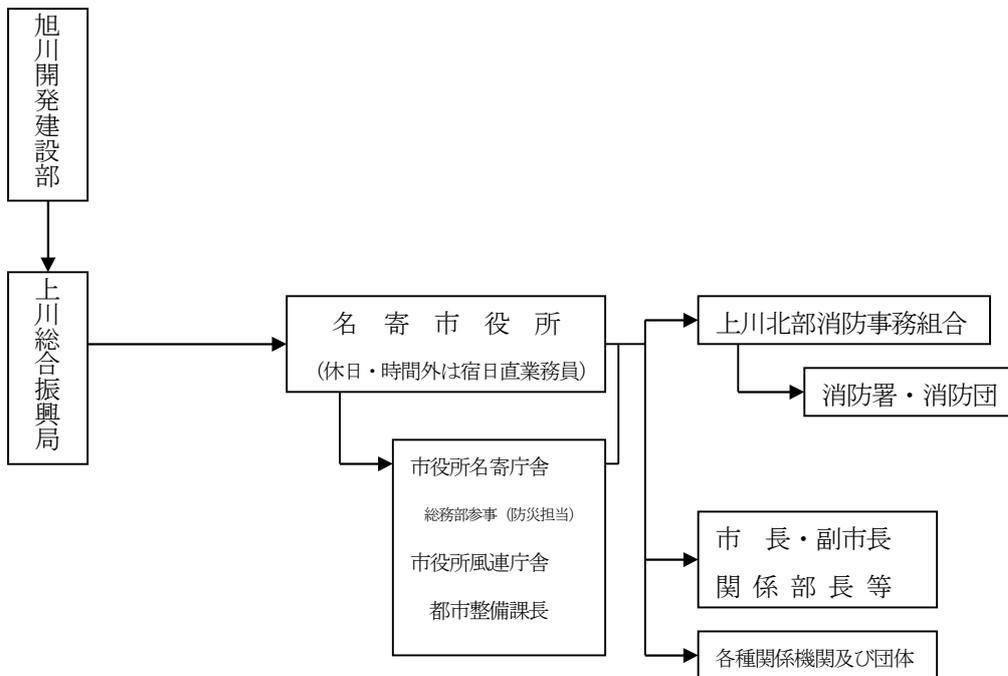
(5) 水防活動用気象注意報・警報伝達系統図



(6) 洪水予報伝達系統図



(7) 水防警報伝達系統図



### 3 地震動警報及び予報の伝達計画

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、地震動警報及び予報を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

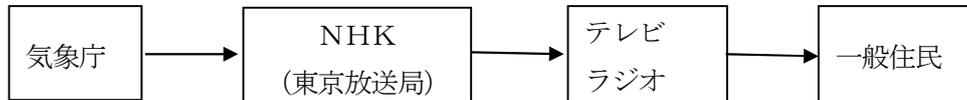
#### (1) 地震動警報等の種類及び実施基準等

警報・予報の種類	発表名称	内容等
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する緊急地震速報
地震動予報	緊急地震速報（予報）	推定最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する緊急地震速報

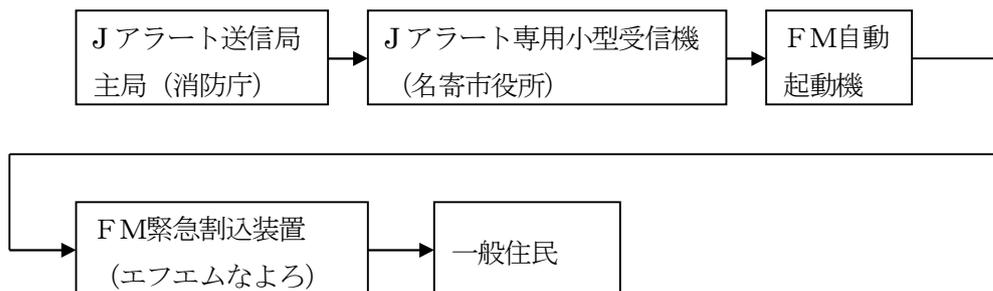
(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

#### (2) 緊急地震速報（警報）の伝達計画

##### ア 報道機関等



##### イ 全国瞬時警報システム(Jアラート)



(参考 災害緊急事態等における非常放送及び緊急放送に関する協定書)

##### ウ 携帯電話（緊急速報メール機能）、ワンセグ等

(3) 地震に関する情報の種類等

地震情報	震度速報	震度3以上を観測した地域名（全国を約180に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表





## 第2節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実にを行うための方法については、この計画の定めるところによる。

### 1 公衆通信施設の利用（主通信系統）

災害時における通信連絡は、公衆電気通信設備を主通信系統とする。また、重要な通話の確保としては、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定による災害時優先電話を使用する。

### 2 専用無線施設の利用（副通信系統）

#### (1) 名寄市防災行政無線による通信

名寄市防災行政無線（移動局を含む。）を利用して、現地情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

#### (2) 消防無線による通信

名寄消防署並びに消防車に装備されている無線を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

#### (3) 北海道防災行政無線による通信

北海道防災行政無線を利用して、情報の収集及び伝達を行う。

### 3 通信途絶時の連絡方法

#### (1) あらゆる情報伝達手段の活用

災害が発生し、上記1及び2による通信が不可能になった場合には、自動車、オートバイ、徒歩等及びアマチュア無線（アマチュア無線クラブに協力依頼）による広報伝達班員を派遣し、口頭等により連絡するものとする。

#### (2) 北海道総合通信局による支援

ア 北海道総合通信局の防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱等

機関名	事務又は業務
北海道総合通信局	1 災害時における通信の確保に関する事及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 2 非常通信協議会の運営に関する事。

## イ 支援内容

## 通信途絶時等における措置

## (ア) 北海道総合通信局の対応

北海道通信局は、名寄市から防災関係機関へ各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- a 移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM ラジオ放送局）用機器の貸出
- b 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

## (イ) 防災関係機関の対応

名寄市は、(ア) の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- a 移動通信機器の借受を希望する場合
  - (a) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
  - (b) 借受希望機種及び台数
  - (c) 使用場所
  - (d) 引渡場所及び返納場所
  - (e) 借受希望日及び期間
- b 移動電源車の借受を希望する場合
  - (a) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
  - (b) 台数
  - (c) 使用目的及び必要とする理由
  - (d) 使用場所
  - (e) 借受期間
  - (f) 引渡場所
- c 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
  - (a) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
  - (b) 希望エリア
  - (c) 使用目的
  - (d) 希望する使用開始日時
  - (e) 引渡場所及び返納場所
  - (f) 借受希望日及び期間

- d 臨機の措置による手続きを希望する場合
  - (a) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
  - (b) (a)に係る申請の内容

ウ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話 011-747-6451）

（所在等）

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎

電話：011-747-6451 / FAX 番号：011-709-2481

**4 通信途絶時の名寄市役所名寄庁舎設備の使用**

- (1) 前項に規定する機器等の使用に関し、臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時的な目的のためのFMラジオ放送局）用機器の設置は、名寄市役所名寄庁舎4階第3委員会室を指定する。
- (2) 前項の機器等を協定先の事業者が行うことを想定した行政財産及びその他の物品の貸付及び使用に関する根拠については、「名寄市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」による。

**5 情報交換及び情報伝達体制の整備**

- (1) 関係機関の災害予防等に関する情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化の推進と大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。
- (2) 高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (3) 市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- (4) 情報の収集・連絡システムのICT化などに努める。

## 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び伝達は、この計画の定めるところによる。

### 1 異常現象発見時の措置

#### (1) 発見者の通報義務

災害が発生又は異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）を発見した者は、速やかに市役所（総務部防災担当）、警察署又は名寄消防署に通報するものとする。

#### (2) 警察官等の通報

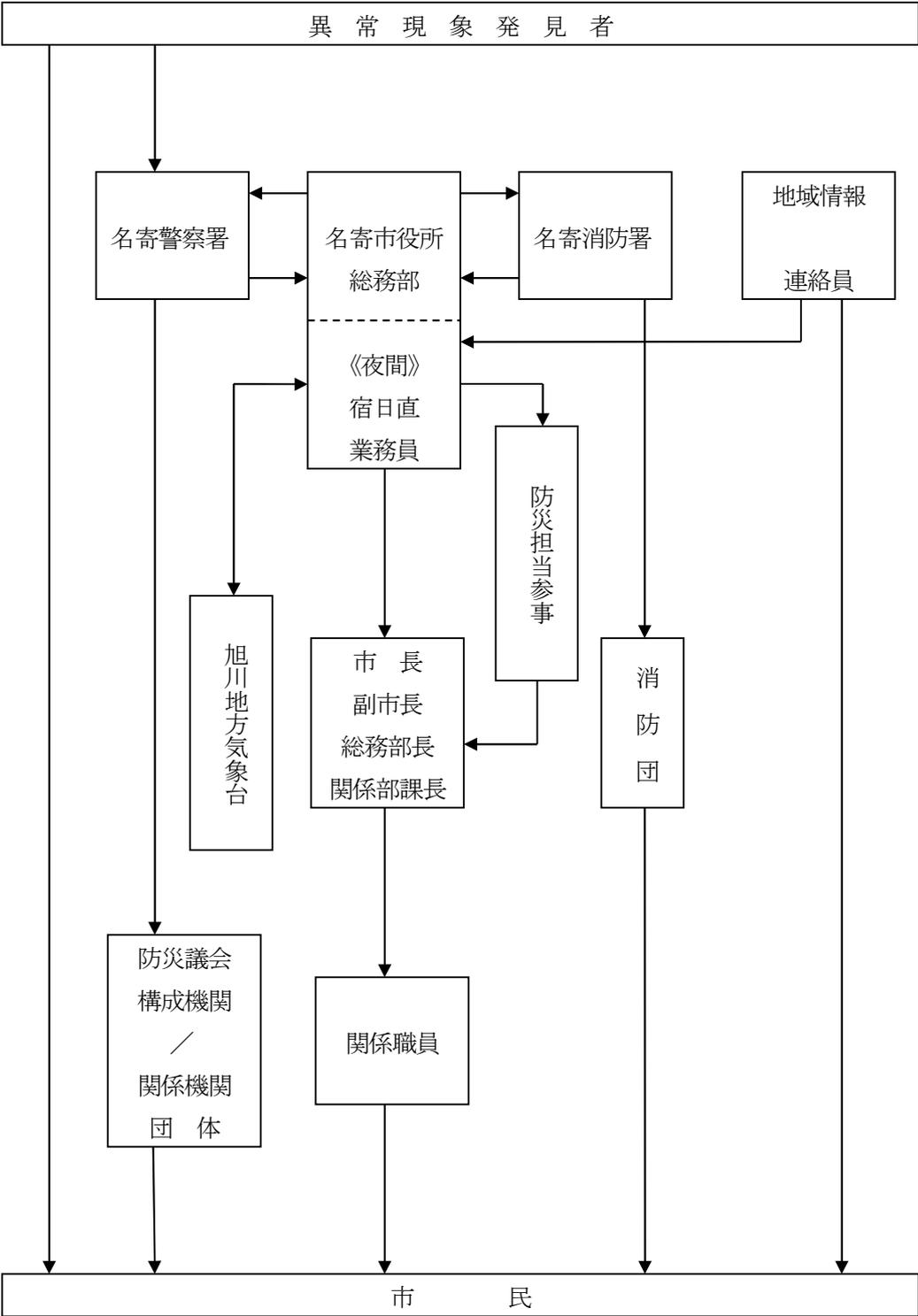
異常現象発見者からの通報を受けた警察署又は名寄消防署は、その旨を速やかに市役所（総務部防災担当。本部設置後は総務部）に通報するものとする。

#### (3) 市から各機関への通報及び住民への周知

市長（本部長）は、災害の発生又は異常現象の発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じて関係機関等に通報するとともに住民に周知するものとする。

#### (4) 宿日直業務員が地域住民からの災害情報又は被害状況を受理した際は、総務部防災担当参事（不在のときは総務課長）に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

災害情報連絡系統



2 災害情報等の収集及び報告

(1) 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、別紙「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を上川総合振興局長に報告するものとする。

また、特に関係のある公共機関、団体等に対しても連絡するものとする。

(2) 市長（総務部）は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

「直接即報基準」に該当する火災・災害

航空機、大型タンカー、列車等の交通機関の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故
危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
原子力災害
死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故
震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない）

(3) 市長（総務部）は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国に報告するものとする。

被害状況等の報告

区分	回線	平日（9:30～17:45） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
	NTT回線		03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)
消防防災無線		7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)
北海道総合行政情報ネットワーク (道防災無線)		衛生専用電話機 (FAX) より 6-048-500-7527 6-048-500-7537 (FAX)	衛生専用電話機 (FAX) より 6-048-500-7782 6-048-500-7789 (FAX)

### 災害情報等報告取扱要領

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を上川総合振興局長に報告するものとする。

#### 1 報告の対象 災害情報等の報告はおおむね次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 人的被害又は住家被害が発生した場合
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度の場合
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われる場合
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても上川総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められる場合
- (5) 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められる場合
- (6) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (7) その他特に指示があった場合

#### 2 報告の種類及び内容

##### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報（別表1）により速やかに報告するものとする。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告するものとする。

##### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家は除く。）については除く。

##### ア 速報

被害発生後直ちに被害状況報告（別表2）により件数のみ報告する。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別表2）により報告するものとし、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示による。

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（別表2）により報告する。

##### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか法令等の定めに従い、それぞれの所要の報告を行うものとする。

### 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は別表3のとおりとする。

別表1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時現在		発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)			受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称)			
	(設置日時)	月 日 時 分	設置	
(2) 災害救助法の適用状況	(名 称)			
	(設置日時)	月 日 時 分	設置	
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難				
		高齢者等避難				
	避難指示					
(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況					
		(7) 出動人員			(イ) 主な活動状況	
		市町村職員		名		
		消防職員		名		
		消防団員		名		
その他(住民等)			名			
(6) 応急対策出動人員	計		名			
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在	
災害発生場所							
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名		
	職・氏名				職・氏名		
	発信日時				受信日時		
		月 日 時 分				月 日 時 分	
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	河川	箇所	
	うち災害関連死者	人			海岸	箇所	
	行方不明	人			砂防設備	箇所	
	重傷	人			地すべり	箇所	
	軽傷	人			急傾斜地	箇所	
計	人		道路	箇所			
② 住家被害	全壊	棟		橋梁	箇所		
		世帯					
	半壊	棟		小計	箇所		
		世帯		市町村工事	河川	箇所	
	一部破損	棟			道路	箇所	
		世帯			橋梁	箇所	
③ 非住家被害	全壊	棟		小計	箇所		
		世帯					
	半壊	棟		港湾	箇所		
		世帯		漁港	箇所		
	一部破損	棟		下水道	箇所		
	世帯		公園	箇所			
計	棟		崖くずれ	箇所			
	世帯		計	箇所			
④ 農業被害	全壊	棟		⑥ 水産被害	漁船	隻	
		世帯			沈没流出	隻	
	半壊	棟		破損	隻		
		世帯		計	隻		
	一部破損	棟		漁港施設	箇所		
	世帯		共同利用施設	箇所			
計	棟		その他施設	箇所			
	世帯		漁具(網)	件			
⑤ 農林業被害	田	ha		水産製品	件		
	畑	ha		その他	件		
	田	ha		計			
	畑	ha		⑦ 農林業被害	林地	箇所	
	田	ha			治山施設	箇所	
	畑	ha			林地	箇所	
	田	ha			林産物	箇所	
	畑	ha			その他	箇所	
	田	ha			小計	箇所	
	畑	ha			一般民有林	林地	箇所
田	ha			治山施設	箇所		
畑	ha			林地	箇所		
田	ha			林産物	箇所		
畑	ha			その他	箇所		
田	ha			小計	箇所		
畑	ha			計	箇所		



別表3

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄(2)(3)を参照。
② 住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである。または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分	判 断 基 準	
⑤ 土木 被害	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止 施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産 被害	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業 被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

## 第4節 多様な情報伝達手段の確保

平常時及び災害時の多様な情報伝達手段の確保としては、第1節から第3節までに定めるほか、住民に対する情報の伝達手段は、次に定める手段を中心に確保を進めるものとする。

### 1 Jアラート

(1) 弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。

(2) 全国瞬時警報システム業務規程

情報の種別		区分	情報の種別		区分
1	弾道ミサイル情報	◎	14	震度速報	○
2	航空攻撃情報	◎	15	津波注意報	○
3	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	◎	16	噴火警報(火口周辺)	○
4	大規模テロ情報	◎	17	気象等の警報	○
5	その他の国民保護情報	◎	18	土砂災害警戒情報	○
6	緊急地震速報	◎	19	竜巻注意情報	○
7	大津波警報	◎	20	記録的短時間大雨情報	△
8	津波警報	◎	21	指定河川洪水予報	△
9	噴火警報(居住地域)	◎	22	東海地震に関連する調査情報※	△
10	噴火速報	◎	23	震源・震度に関する情報	△
11	気象等の特別警報	◎	24	噴火予報	△
12	東海地震予知情報※	○	25	気象等の注意報	△
13	東海地震注意情報※	○			

◎：原則、同報無線等を自動起動

○：市町村の設定により同報無線等を自動起動

△：同報無線等を自動起動させないもの

※：現在、気象庁から配信されていない情報

(3) Jアラートを用いた住民への情報伝達

Jアラートを用いた住民への情報伝達は、次の手段を用いる。

ア コミュニティFMを利用した割り込み放送

イ 緊急告知ラジオを用いた自動起動による情報伝達

## 2 Lアラート

### (1) 背景

Lアラートは、災害情報を集約して一括配信するシステム「公共情報コモンズ」の名称変更により「災害情報共有システム（Lアラート）」となった。

Jアラートと一対の仕組みとして、Lアラートは、平成23年6月から運用開始された。

また、名寄市においては、平成26年7月から運用を開始した。

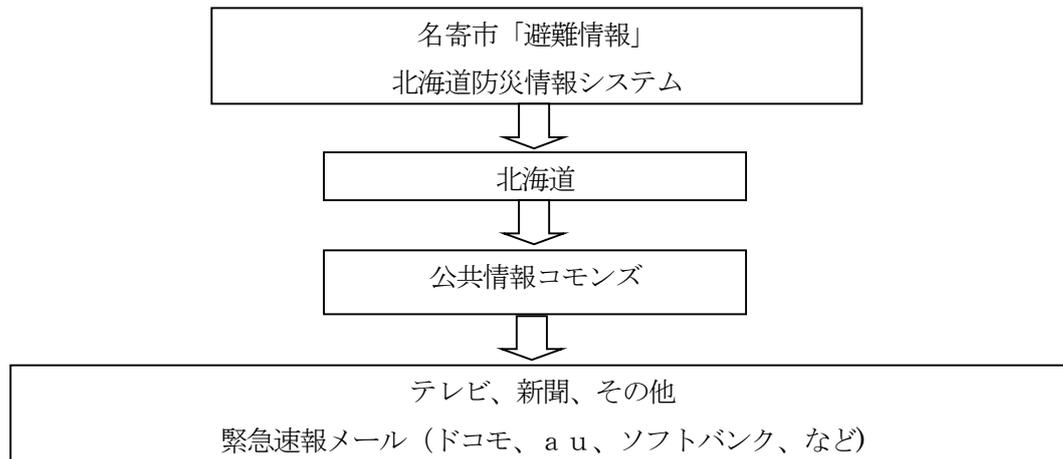
### (2) 内容

ア 緊急速報メール（ドコモ、au、ソフトバンク、など）

※ 運用は、各携帯会社の運用マニュアルを遵守しなければならない。

※ 緊急速報メールの運用は、避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編・土砂災害編）を遵守するものとする。

イ テレビの「d」ボタンからの防災情報



## 3 住民向けの災害情報伝達手段の位置付け

災害発生のおそれ又は、災害発生時の情報手伝達については、次の分類を用いて迅速に対応するものとする。

災害時に主に用いる情報伝達手段の種類	情報伝達の種類
プル型 (住民が自ら情報を収集する) ※災害発生前に有効災害とされている。	テレビのデータ放送、市のホームページ、フェイスブック、地デジ広報など
プッシュ型 (市から一方的に情報を伝達する) ※災害発生や避難に有効とされている。	Lアラート(緊急速報メール)、緊急告知ラジオ、市の登録制メール、広報車、FAX、LINEなど